

基本目標	(1)「自己実現できる」まちづくり
基本施策	②雇用・就労の促進
施策名	雇用・就労機会の拡充
施策内容	障害のある人の雇用については、市役所などの公共機関での障害種別に偏らない率先雇用に努めるとともに、民間企業などへ働きかけ、公共職業安定所など関係機関との連携により雇用・就労機会の拡充に努めます。また、従来の形にとらわれない新しい雇用の視点に基づいた、障害者への配慮をします。
今年度の取り組み方針	<p>【社会福祉課】 公共職業安定所との共同した取組みを検討する。 自立支援協議会しごと部会と連携し、民間企業に対し障害者雇用の拡充につながる取組みを行う。 但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行う。 また、短時間の雇用など、従来の形にとらわれない新しい雇用の視点について、今後検討していく。</p> <p>【職員課】 平成30年4月1日からの法定雇用率2.5%の達成へ向け求人を行う。 社会福祉部門と連携を取りながら、引き続き精神や知的障害者の雇用拡大を図る。</p>
⑩年度の取り組み内容	<p>【社会福祉課】 ・今後の支援策を検討するため、市内企業9社、就労系障害福祉サービス事業所4箇所、特別支援学校2校、公共職業安定所へのヒアリングを実施した。 ・障害者自立支援協議会しごと部会において、障害者の雇用・就労を周知するため、障害者を雇用する企業へインタビューを行い、市広報3月号(2月25日発刊)に取組みを掲載した。</p> <p>【職員課】 ・平成30年6月1日現在の障害者雇用率は、市長事務部局等2.95%、教育委員会3.55%で法定雇用率の2.5%を達成した。 ・障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率を満たすよう、障害のある人の雇用を維持した。</p>
課題	<p>【社会福祉課】 ・障害者が徐々に仕事に慣れるように、企業も雇用時から障害者の特性をすべて把握しているわけではないので、特性に合わせた仕事を提供するために、短時間勤務など従来の形とは異なる勤務形態も検討する必要がある。 ※市内企業へのヒアリングから見えてきたこと ・障害者雇用への関心がない企業が多い。 ・企業が障害者と関わる機会や障害について知る機会が少ない。 ・指導係として職員を配置する必要があり職員の負担が増えると思っている企業が多い。 ・企業は障害者がどのような仕事や待遇を望んでいるかわからない。 ・障害者雇用に関する相談窓口や支援機関があまり知られていない。 ・経営者の理解は当然であるが、一緒に働く社員の理解が必要になる。</p> <p>【職員課】 ・平成30年4月1日から法定雇用率が現在の2.3%から2.5%へ引き上げされた。また、平成33年4月までに更に0.1%引き上げとなる。 ・今後退職等が見込まれることから、更なる雇用拡大を進める必要がある。</p>
⑪年度の取り組み方針	<p>【社会福祉課】 ・障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、障害者の企業見学会等を実施することにより、障害者と企業の接点をつくる取組みを行う。 ・短時間の雇用など、従来の形にとらわれない新しい働き方や障害者雇用にかかる諸制度及び相談窓口の周知方法や啓発等について公共職業安定所へ相談する。</p> <p>【職員課】 ・法定雇用率の引き上げに備え、さらに雇用を促進する。 ・社会福祉部門と連携を取りながら、引き続き精神や知的障害者の雇用拡大を図る。 ・現在、今後も障害の区分に関わらず、雇用を促進したい。</p>

基本目標	(2)「人と人が支え合う」まちづくり
基本施策	①広報・啓発
施策名	広報・啓発活動の充実
施策内容	障害者週間や人権週間などの機会をとらえ、障害や障害のある人、特に外見ではわかりにくい障害に対する市民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を効果的に進めます。 また、障害のある人が中心となって企画する啓発イベントなどの実施を促進します。
今年度の取組み方針	出前講座など申込みを待つだけでなく、効果的な周知・啓発の方法を検討する。 引き続き、障害者差別に関する情報や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努める。
⑩年度の取組み内容	<p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に関するマークの周知について、市広報紙（3月号）に掲載</li> <li>・12/1地域福祉フォーラムにおいて、障害福祉サービス事業所での授産品の展示および地域活動支援センターを紹介するための展示、障害者差別解消法に関するパンフレットを配布した。</li> </ul> <p>【生涯学習課】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①人権啓発誌『かがやき』第26号（6/25発行・全戸配布）に、「障害者差別解消法」について紹介した。</li> <li>②「兵庫県人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間（8月）にあわせて、市民ふれあいのつどいパート1（8/19(日)人権映画鑑賞会）を開催し、障害者差別をはじめとするさまざまな人権課題（差別解消）に関する啓発を行った。</li> <li>③市人教日高支部では、元パラリンピック競泳日本代表選手を講師に招き、障害者差別解消に向けた人権啓発を行った。竹野支部では、障害者差別解消法を含む人権三法を考える講演会を開催し、多くの人に障害に対する理解をすすめるよう取組を行った。</li> <li>④市民ふれあいのつどいパート2（12/1(土)）や人権音楽とお話のつどい（1/26(土)）などの講演会では、要約筆記や手話通訳により障害のある方でも参加しやすいイベントとした。</li> <li>⑤市内の団体等に人権教育推進員を派遣し、障害者差別解消法についても周知した。</li> </ol>
課題	<p>【社会福祉課】</p> <p>市広報による啓発については引き続き行っていくが、市民の意識を変えることは困難であり、行動の変容を促す必要がある。</p> <p>【生涯学習課】</p> <p>人権啓発誌『かがやき』は、若年層の認知度は低い。また講演会等の参加者の年齢層は高く、固定化している。</p>
⑪年度の取組み方針	<p>【社会福祉課】</p> <p>障害者に関するマークやその啓発ポスターを本庁舎、立野庁舎、振興局、コミュニティセンターに掲載し、市民への周知を行う。 市主催事業にボランティアの参加を促すなど、市民と障害者が交流する場の機会を設ける。</p> <p>【生涯学習課】</p> <p>今年度と同様に障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定である。 人権啓発誌『かがやき』において、「障害者差別解消法」について周知する予定。</p>

基本目標	(4)「地域で生活できる」まちづくり
基本施策	①保健・医療の充実
施策名	障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実
施策内容	障害の特性に配慮した保健・医療サービスが受けられるよう努めるとともに、医療的ケアが必要な障害児・者や難病患者に対するサービス基盤を充実させるための方策を検討します。
今年度の取組み方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら、制度の周知に努めている。</li> <li>・自立支援協議会せいかつ部会重症心身障害者(児)プロジェクトチームで必要なサービスを検討する。</li> <li>・医療的ケアが必要な障害児者を支援する協議の場づくりを検討する。</li> </ul>
⑩年度の取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を適切に利用できるよう、兵庫県、医療機関と連携しながら、事務の遅滞なく受給者証の交付ができるよう努めた。</li> <li>・豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議を設置した。 【第1回内容】 基本方針について 関係機関の業務紹介及び医療的ケア児者支援にかかる課題 今後の予定及び進め方について</li> <li>・自立支援協議会せいかつ部会重症心身障害者(児)の支援を検討するプロジェクトチームによる重症心身障害者児の保護者へのアンケートを実施し、課題分析を行った。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でサービスが必要な方がサービスを利用できるよう民生委員の研修会等を通じて障害福祉サービスを周知する必要がある。</li> <li>・豊岡市医療的ケア児者連絡会議における各関係機関の顔の見える関係を加速させ、包括的な課題解決に向けた取組みを行う必要がある。</li> </ul>
⑪年度の取組み方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の特性に配慮した保健・医療サービスが受けられるよう、民生委員の研修会などで制度について周知し、適切に利用できるよう努める。</li> <li>・豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議において、各分野における支援の現状把握と課題抽出、地域資源の評価や活用、個別のケース検討等を通じて各機関の連携方法について検討する。 (3回/年開催予定)</li> </ul>

基本目標	(4)「地域で生活できる」まちづくり
基本施策	②精神保健施策の推進
施策名	地域移行・地域定着の推進《拡充》
施策内容	<p>地域生活への移行を進めるため、県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等と連携を図りながら、相談支援事業者による地域移行・地域定着の取り組みが円滑に実施できるよう支援します。 また、身近な地域における社会参加や交流の場としての役割をもつ地域活動支援センターの活動を支援します。</p>
今年度の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病床などからの地域生活への移行については、更なる支援機関との連携を図り、地域移行支援や地域定着支援のスムーズな利用につなげていく。</li> <li>・グループホームから一般住居への移行については、住まいの確保にかかる取組みとも関連付けて検討するとともに、地域生活に必要なサービスの提供について、個々のケースに応じて相談支援事業所と調整する。</li> <li>・地域活動支援センターに対し、補助金交付や啓発協力、研修会等で活動を支援する。</li> </ul>
③0年度の取組み内容	<p><b>【社会福祉課】</b> 県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議において、地域移行が速やかに行えるよう個別支援における課題等の情報共有を行った。 移行困難ケースについては、相談支援事業所・県・市が共同し地域支援にあたっている。 地域活動支援センターの活動内容の充実や職員の資質向上を目的に8月と2月にスタッフ交流会を開催した。 (障害福祉サービスの支給実績) ・地域移行支援の支給実績 5件 (1月末時点) ・地域定着支援の支給実績 15件 (1月末時点)</p> <p><b>【健康増進課】</b> 精神疾患のある人の退院に向けて、退院時カンファレンスから地区担当保健師が参加し、地域の民生委員・児童委員にも協力いただきながら支援している。</p>
課題	<p><b>【社会福祉課】</b> ・長期入院の地域移行の人数は減少傾向にあり、今後は多くの課題を抱える患者が多く、更なる支援機関の連携や環境調整が必要になる。 ・市内の障害者対応のグループホームは常に満床に近い状態であり、グループホームから一般住宅などへ地域移行が必要である。 ・地域活動支援センターについては、年々利用者数が減少している。</p>
③1年度の取組み方針	<p><b>【社会福祉課】</b> ・引き続き、地域移行や地域定着に向け、相談支援事業所・県と共同しながら、長期入院患者や施設入所者の地域移行や地域定着に向けて支援をしていく。 ・グループホームが単身生活が困難な方の居住の場であるとともに、単身生活へ移行するための中間施設としても機能するよう、グループホームの職員や相談支援専門員に対し共通認識を図る。また、自立支援協議会の住居について検討するプロジェクトチームでの検討内容を共有しながら支援を行っていく。 ・より多くの関係機関(支援者)に交流会などで地域活動支援センターを周知する場や機会を作る。</p> <p><b>【健康増進課】</b> ・地域の民生委員なども協力いただき、退院前カンファレンスを実施。</p>

基本目標	(5)「安全で安心して暮らせる」まちづくり
基本施策	①福祉のまちづくり
施策名	住まいの確保<<新規>>
施策内容	障害のある人が円滑に住まいを確保することができるよう、公営住宅の空室活用及び公的保証人について検討するとともに、不動産業者等との連携に努めます。 また、グループホームの整備を支援するとともに、地域の障害に対する理解の促進に努めます。
今年度の取組み	住宅確保要配慮者である障害者等の住まいの確保及び入居後の生活を支援する仕組みづくりについて検討する。 グループホームの新規開設を支援する。
⑩年度の取組み内容	<p>【社会福祉課】 豊岡市障害者自立支援協議会せいかつ部会「住居について検討するプロジェクトチーム」において、相談支援事業所や行政などの福祉関係者と不動産関係者などが顔の見える関係を築き、障害者の住まいの確保を一緒になって進める方策を検討中（年8回開催予定）。 8月に不動産関係者へ障害者の入居に関するアンケートを実施。 11月に不動産関係者と懇談会を行った。</p> <p>グループホーム新規開設サポート事業補助金交付予定1件 【参考 29年度】補助金交付1件 180,000円</p> <p>【建築住宅課】 特になし。</p>
課題	<p>【社会福祉課】 障害のあるなしに関わらず一定の条件が整えば入居が可能なが分かったので、今後は入居後の緊急時やトラブル時に対応ができる支援体制を整えることが必要 ※アンケート・ヒアリングから見えてきたこと ・入居を希望される方の支援の情報が共有できていない。 ・契約時に連帯保証人、緊急連絡先がないため、契約できない。 ・トラブルのときに相談できる窓口が必要。 ・金銭的なことについては、保証会社へ加入することで解決できる場合が多い。</p> <p>【建築住宅課】 入居申込者の希望が一部の市営住宅（旧豊岡地域、単身入居可能居室有の住宅等）に集中し、需要と供給が一致せず円滑な住居の確保に結びつかない場合がある。</p>
⑪年度の取組み方針	<p>【社会福祉課】 引き続き、「住居について検討するプロジェクトチーム」でアンケートや懇談会で見えてきた課題と支援者ができることをすり合わせ、課題の解決に向けた取組みを行う。 (内容) ・不動産関係者との関係を深めていき、障害者の入居支援を協力して進める。 ・支援者に入居支援のイメージや情報共有を行うため、勉強会を開催する。 ・住まいの確保についての選択肢（シェアハウスなど）を検討する。</p> <p>【建築住宅課】 円滑な住まい確保のため、公営住宅の空室活用・空室解消等について検討するとともに福祉等関係部局との連携に努める。</p>